

 展望

都市景観の保存

越野 武

Takeshi Koshino

北海道大学工学研究科
都市環境工学専攻 教授

Conservation of Urban Landscape

1 はじめに

どういう風の吹きまわしで小生のようなところへ舞込んできたものか、編集担当者から頂戴したもとの題目は「都市景観の保存は今後も可能か」であった。さてペンをとろうとして、いささかとまどっている。一見したところ別に変なところもなさそうに見えるかもしれないが、題目の立て方がわれわれとは少々違うのである。

まず議論の対象をはっきりさせなければなるまい。都市景観は大変広い範囲の要素からなるはずで、それらを全部ひっくるめて「保存」を云々することはあまりなさそうである。例えば山や川、森のような自然要素も都市景観の重要な側面である。先年京都でできる高層ホテルの建設計画が、東山の眺望景観との関連で論議されるのを耳にしたが、わざわざ京都の例をあげるまでもなく、こういう町は小生の住む札幌を含めて全国にたくさんあるであろう。自然要素は「どのように」保全するかが問題で、山麓地の乱開発をどうコントロールするかとか、どのような緑を育て管理するかといった課題はあっても、まさか山並みそのものについて「保存は可能か」といった設問は普通はしない（もっとも琵琶湖東岸の名山伊吹山の一部が、セメント原材料採取のため大きく削られてしまったし、骨材採石のために無くなった山もあるようだから、日本の現状は小生が考えるほど甘くなく、ずっと深刻な問題なのかもしれない）。

そういうわけで与えられた題目のうち、ここでは都市景観中の自然要素を除いて、市街を構成する人工物、主として建築物ということにさせてもらう。以下歴史的な建築と町並みに対象をしばって話を進めることにしたい。

しかし歴史的建築にしばったとして、やっぱりダイレクトに「保存は可能か」という一般的な問いかけは小生らの仲間内ではあまりしない。もちろん個別の建築は別で、それこそ「保存は可能か」はしょっちゅう問題になる。しか

しわれわれが頭を悩まし、悪戦苦闘しているのは、ここでも「どのようにして保存するか」なのである。この点では、方法のみに走って物事の本質を問うという姿勢の欠如が突かれたのかもしれない。仲間内では「本質」は了解済みでも、外側から眺めれば別である。それも「今後も可能か」と問われれば、これは強い危機感を突きつけられているわけで、われわれとしても考えないわけにはいかない。この問いはおそらく「なぜ保存するのか」という問題に直結する。しかしこんな最も本質的な議論を十全に展開するのは小生には荷が重すぎる。少し道筋を変えて、これまで歴史的建築の保存がどのように考えられてきたのかという世界的な流れをおさらいし、北海道という地方でのわずかな経験や調査をまじえてお話ししていきたい。最後にできるものならこの本質的な設問に戻ることにしよう。

2 保存の出発点

国家的なレベルで歴史的建築物の保存制度が誕生したのは19世紀からとされている。保存事業の制度を最も早くから充実させたのはフランスである。1837年に歴史的記念物委員会が創設され、4年後にはプロスペル・メリメ（1803～70）が歴史的記念物総監に任命されている。メリメが歴史探索行の途路、フランス中部山地にひっそりと生き残った、ロマネスクのサン・フォワ修道院教会堂と珠玉の中世村落コンクを「発見」したのは有名な話である。このような中世の再発見が初期の歴史的建築保存を色濃く染めているが、もっと大きく見るなら、産業革命の進行が引き起こした歴史遺産の破壊が背景にあって、国家レベルまで含めた人為的対応策に迫られたというべきであろう。

イギリスがフランスと並んで保存の先進国であるのは、それだけ破壊の危機感が強かったからである。1882年にはイングランドおよびウェールズで「歴史的記念物保護法」

が制定されている。当初は先史、古代遺跡が保護対象であったが、1900年には中世の建造物も含めるようになった。

1913年フランスが「文化財保護法」を定めたが、ここで注目されるのが、同法で指定された記念建築物の周囲 500メートル以内の景観規制がうたわれたことである。発想は記念物を良好な環境中で保護しようということにあるが、実質的には歴史的町並みの保存、記念建築を核にした都市景観の保全につながるものであった。

フランスのような町並み保存の萌芽はあるにしても、こまでは個々の歴史的記念物の保存が眼目であった。歴史の継承という、人間存在の基底にかかわる要請であり、もちろんあらゆる歴史遺産保存の基本であることは今も変わらない。日本では1897年（明治30）に公布された「古社寺保存法」が保存法制の最初であるが、その法律名称にも個別記念物保存という考え方が端的に示されている。

3 都市計画と歴史的建築保存

今世紀半ばになると、こうした考え方の枠組みをひろげて、歴史的建築の保存をもっと現実の生活レベルに密接させようという考えが顕著になってくる。具体的には都市計画の側から歴史的遺産を位置づけようとする動きである。イギリスでは1932年の「都市田園計画法」に基づいて、歴史的建築の登録が開始されている。67年の「都市アメニティ法」は、その第1部が「建築的もしくは歴史的的重要性を有する建築物および地区の保存」であり、同法にもとづいて歴史的保全地区制度が開始された。

フランスでこれに対応するのが1962年に制定された「保護街区法＝文化財保護法を補助し、不動産修理を促進するための法律」である。その制定に主導的役割を果たした文化担当大臣の名をとって「アンドレ・マルロー法」と呼ぶ方が通りがよい。パリ都心のマレー街（図1）の再生計画は同法制定の端緒であり、かつその成果として有名であるが、全国的な歴史的町並み保存事業がこの法制によって展開された。同法の勘所は、再開発事業資金を現存の歴史的建造物の修復と開発にあてるという点にあるが、日本では今もまだそうした発想がみられない。

話が前後するが、都市計画と歴史的建築保存を結びつけようとする概念はもっと前からあった。1933年のCIAM（国際近代建築会議）第4回総会の「アテネ憲章」は、以降の近代都市計画における基本概念そのものといってよく、その反面固定した機能的都市のとらえ方が、大戦後新しく生まれた都市概念と衝突することで、功罪の評価が分かれるのであるが、近代都市の5つの構成要素として、住居、レクリエーション、労働、交通と並んで歴史的建造物が掲げ



図1 パリ、マレー街 取壊し計画を変更、1962年「マルロー法」によって保存再生され、現在ではパリ都心有数の高級住宅街になっている

られていたことは銘記してよい。普通「アテネ憲章」といえば最も冷徹な機能主義的都市を指向するものと理解されているが、にもかかわらず（というべきかどうか）歴史的建築が都市の不可欠の要素とされているのである。

偶々同じアテネで2年前の1931年に、記念物保存のための国際会議が開かれており、1964年の国際会議はその第2回目とされている。ここで定められた「ヴェニス憲章」は、翌1965年のユネスコ・ICOMOS（＝記念物と遺跡のための国際会議）設立総会で採択された。「ヴェニス憲章」第1条「歴史的建造物」は単一の建築作品ばかりでなく、「都市および田園の建築的環境」も含むとされている。上記のイギリスやフランスの動きはこうした国際的運動に連動したものであることがわかっていく。

なお、ユネスコの活動では1972年の総会で「世界の文化遺産と自然遺産の保護に関する条約」が採択されている。いわゆる「世界遺産」で、日本もようやく1992年になって条約に加盟したことは、まだ記憶に新しいところである。昨年までに姫路城、法隆寺地域の仏教建造物、白神山地、屋久島地域、京都の文化財、白川郷・五箇山の合掌造り集落、広島原爆ドーム、厳島神社の8件が「世界遺産」の仲間入りしていることはご存じであろう。世界では506カ所が遺産リストに登録されている。

4 日本：ひろがる保存対象

身近な日本の場合をふりかえって、同じ歴史的遺産の保

存といいながらも、その内容がずいぶん変わってきたのをみてみよう。

先にふれたように日本の保存法令は1897年の古社寺保存法から始まるが、これは1933年（昭和8）の国宝保存法、大戦後1950年の文化財保護法へと継承されていった。初めはもっぱら社寺建築が保存の対象であったが、大戦前後から民家が加わり、さらに1960年代からは近代以降の建築に範囲がひろげられるようになった。近代建築も当初は文明開化期の洋風建築が主であったが、1970年代からは日本銀行本店（1896年、辰野金吾）をはじめとする現役の都市建築、あるいは札幌の北海道大学第2農場施設（1877年以降）や栃木県の下野煉化製造会社ホフマン式輪窯（1890年）（図2）といった産業遺産が重要文化財の仲間入りして、保



図2 下野煉化製造会社ホフマン式輪窯 1890年 栃木県
1979年国重要文化財に指定された

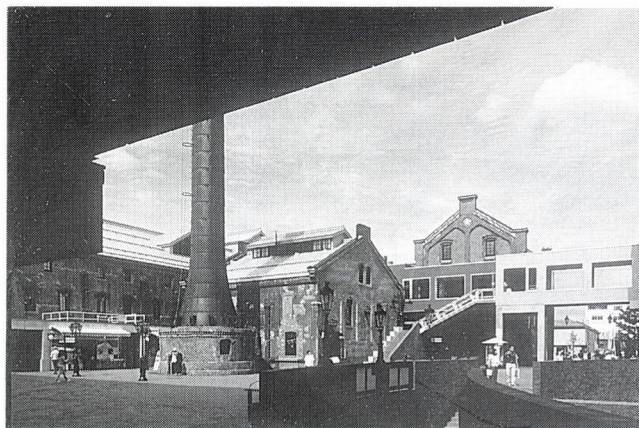


図3 旧札幌麦酒醸造場 1892年以降 札幌市 1993年生活工房サッポロ・ファクトリーとして再生された 設計大成建設、竹山実建築総合研究所他

存建築のイメージもずいぶん変わり始めた。また保存対象の建設年下限も大正期までひろげられ、最近では昭和初期のものまで視野に入っている。

もちろんこれらは国の重要文化財だけのことで、実際の保存建築はさらに大きなひろがりを見せている。この点で大きなエポックを画したのは1974年の倉敷アイビースクエアの誕生であった。倉敷紡績の赤煉瓦工場を改装してホテル、レストランに活用したもので、倉敷を本拠とする建築家浦辺鎮太郎のデザインを得て、近代の歴史的産業遺産が、見た目にも、また商業的にも魅力的な空間に蘇った。今では同様の楽しい例を名古屋市の旧豊田紡績工場（産業技術記念館）や函館市の金森倉庫（ヒストリー・プラザほか）、札幌市の旧札幌麦酒醸造場（サッポロ・ファクトリー）（図3）など全国でみることができる。

保存対象がひろがるのと並行して、保存の方法でも多彩な試みがされるようになった。京都市中京郵便局（1902年、吉井茂則他）は三条通り商業街にある現役の郵便局であるが、昭和53年その正面外観だけをもとのまま残し、内部を全面的に新築した。外観保存とかファサード保存と呼ばれ、内部をモダンイズすることで都市景観にかかわる建物外観を生かそうとする手法である。欧米では常識にすぎないが日本ではこの中京郵便局がほとんど初めての試みで、以降さまざまなヴァリエーションをもった近代建築の外観保存がおこなわれるようになっていく。横浜市の旧川崎銀行支店（1922年、矢部又吉）（図4）の例を写真で紹介しよう。



図4 旧川崎銀行横浜支店（現日本火災横浜ビル）1922年 設計矢部又吉 1989年、いったん解体の上石造外壁を復原、内部と上階を新築した 設計日建設計



図5 中山道妻籠宿 長野県 1975年重要伝統的建造物群保存地区に選定、日本における歴史的町並み保存の先駆例になった

保存対象のひろがりでは、1975年の文化財保護法改正が画期的なものであった。法文では「(重要) 伝統的建造物群保存地区 (略して伝建地区)」と呼ばれるが、歴史的町並みの保存制度である。上に紹介したユネスコやイギリス、フランスの動きに遅ればせながら日本も呼応したものであった。

重要伝建地区の第1号には長野県の中山道妻籠宿(図5)などが選ばれ、昨1996年まで全国で44ヵ所に増えている。旅好きの方ならそれらの2つや3つを訪れているのではないだろうか。中京郵便局のファサード保存事例を紹介したが、妻籠宿でも同じような手法がとられた。ただし堅固な外壁をもつ洋風建築と違って、柔らかな構造の和風建築では正面の壁1枚の保存では不十分で、表からある奥行き部分までを保存または復原して、その内側は自由に改装してよいといった方策がとられた。

このように必ずしも建物全体を丸ごと保存するのではなく、多様な保存手法がとられるのは、いうまでもないが保存対象が神社や寺院建築から、現に人が暮らし、業務などに使っている民家や近代建築、さらには町並みにまでひろがってきたからである。

5 文化財登録制度の考え方

このように国レベルでも歴史的建築保存の対象はずいぶんひろがってきたのであるが、それでも重要文化財といわれると何か遠い存在で、とても身近な都市景観に寄与するとはいえない。特に日本の文化財保護法では国宝級の美術工芸品や芸能と同列に扱われることもあって、余計縁遠いイメージになってしまう。実際ずいぶん増えたといっても、重要文化財建造物は2,137件、3,588棟、うち近代建築は128件、199棟にすぎないのである(1996年12月現在)。

こうした限界を打ち破ろうとしたのが、一昨1996年10月

に発足した登録文化財制度(文化財保護法改正)である。一般のジャーナリズムでも大きく取りあげられたから、耳にした方も多いであろう。登録文化財制度の眼目は、従来の文化財よりは格段に広い範囲の歴史的建築を保存しようとするところにある。具体的には明治以降の近代建築で、時代の下限はおおよそ建築後50年というめどがあげられている。現時点からいえば大戦後1950年くらいまでの建築が範囲に入るということである。保存の対象とするのは街路のような公共空間から望見できる屋根や外壁部分とし、規制内容も従来の文化財に較べればずっと緩くして、そのかわり保存支援は薄くする(税制上の優遇や低利融資などの制度が考えられている)といったものである。こうしたことからわかるように、その目的は狭い意味での歴史文化の継承にかぎらず、もっと広く都市景観形成に寄与しようとするものである。

実際のどのくらいのものが「登録」されていくのであろうか。まだ生まれたばかりの制度で、1997年4月の第4次までの登録数も173件、270棟ほどにすぎないが、「期待される登録件数」は25,000件(文化庁建造物課主任調査官亀井伸雄。月刊文化財 1997.3.)などといわれるように、はるかに広範なものがめざされている。このくらいになればたいがい町が2つや3つの文化財建築を持つわけで、初めて身近な都市景観を構成する上で有効なものになってくるであろう。

25,000件が妥当な目標なのか、あるいは夢物語にすぎないのか、今のところは先行き不明としかいえないが、途方もない数字でないことはいくつかのデータからわかる。

1980年日本建築学会の近代建築史研究者らが主軸となってまとめた『日本近代建築総覧』は、登録文化財制度が構想される上で出発点となった調査成果である。そこでは幕末から第2次大戦終結までの約13,000件にのぼる建築がリストアップされた。その後20年近くを経過して滅失した建築も多いが、その一方ではこの調査で見落としていたものも少なくない。北海道の例をあげさせていただければ、最近になって登録文化財に加えられた士別市の旧岡崎医院(昭和6年)は『近代建築総覧』からもれていたもののひとつである。見落としは調査を担当した者の1人として恥ずかしいことに違いないが、正直なところ避けられぬこととハラをくくつてもいる。わずかな人数の調査で広い北海道をくまなくカバーするのは無理だということもあるが、何をリストに入れるかという価値観が時代によって大きく変わっていくからである。

『近代建築総覧』採録の件数は現在ではどのくらいに相当するか、まだ全国的な集計はない。13,000件のうち北海道では698件であった(1983年補遺を含む)。北海道でも見直し調査が今も続けられているが、1993年のデータによ

れば、取り壊されたものが 203件ある一方、現存する歴史的建築 1,314棟がリストアップされている。そのまま他府県にあてはめるのも乱暴な話だが、『近代建築総覧』の 13,000件は大幅に増えるものとみてよいであろう。

登録文化財制度も欧米諸国の先行例が参考になる。イギリスでは歴史的建築の登録は1932年に開始されており、1968年までの1次リストで約17,000件であったが、93年にはイングランドだけで実に 441,188件を数えるまでに増加している。67年の「都市アメニティ法」によって始められた町並みの保全地区も、93年にはイングランドで約 7,500地区になっていることもあげておかななくてはならない。ドイツはイギリスの上を行っている。各州ごとの立法（1973年以降）なので正確な数は伝わっていないが、現在約90万件の建築記念物が登録されているという（Henrichsen, C., 建築雑誌1997.1.）。これらの数字がそのまま日本に対応しないのは当然として、上にあげた日本の目標数が決して常軌を逸したものではないこと、そして歴史的建築に対する欧米でのイメージ、その保存に対する取組みが日本よりは数段本格化していることがわかる。

6 まちづくりの側から

歴史的建築の保存が都市計画と結びつけて展開されるという国際的な趨勢を紹介したが、残念ながら日本が国家レベルでそうした方向を強く打ち出しているとはいえない。1975年文化財保護法改正による伝統的建造物群保存地区が、都市計画法上の地区として位置づけられ、初めて現実の都市景観づくりに寄与することになったが、その数はまだ44地区ときわめて少なく、ごく特殊な歴史都市に限られている。考えてみると、都市計画法そのものに歴史的建築や町並みに対応するような仕組みがあるわけではない。建築基準法もそうだが、日本の建築や都市づくりは徹頭徹尾、新築ないしスクラップ&ビルドをベースにしている、歴史的なものにはまことに冷淡なのである。

近年都市計画畑のプランナーや研究者が、歴史的建築の保存に強い関心を寄せ始めているのは、都市計画法など国家レベルの制度からではなく、各都市自治体や住民サイドからの、言ってみれば草の根的な要請に後押しされてなのである。その具体的なあらわれは、ここ10ないし20年きわだってきた自治体ごとの町づくり条例や都市景観条例制定の動きである。そして当然のことながらほとんどの景観条例は歴史的建築の保存を中心的な課題にすえている。

全国の地方自治体を網羅したデータは知らないが、日本経済新聞社産業消費研究所が1994年にまとめたレポートは、23府県および264市区町村の景観形成に関する条例300

を得て分析している。年次別制定状況を見ると、2つのピークがあって、「最初のピークは経済の高度成長に伴う公害の多発から環境保全への意識が高まった73年。それをも上回るのがここ1、2年（＝1992、93年）の動きだ。この制定熱の高まりの裏には、バブル景気の下、かつてない勢いで各地に広がった開発ブームがある」という。

少し補足していえば、初めのピークをつくった1960、70年代は、今井（樺原市）、有松（名古屋市）、富田林寺内町（富田林市）、中之島（大阪市）、小樽運河（小樽市）、祇園新橋（京都市）など、優れた歴史的町並みを持ちながら、さまざまな形で開発＝破壊の危機に見舞われた都市で、多くの市民運動がおこされた時代である。「町並み保存」と「都市環境」がこの時代のキーワードであった。

1990年代の動きは、運動の視野も主体も70年代とは違ったひろがりをもっている。必ずしもまとまった歴史的町並みを持っていなくても、数多くの都市が加わるようになってきており、「町づくり」と「都市景観」がキーワードとして前面に打ち出された。したがって単に歴史的建築や町並みを守るのではなく、それをひとつの核としながら、もっと広い都市環境を創出していこうとする姿勢に変わり、これに対応して都市自治体の行政サイドが積極的に行動しはじめたのがこの期の特色である。

7 小樽の場合

こうした動きを北海道小樽市の例で少し具体的にみてみよう。小樽は、札幌を含む道央圏への主玄関口であり、経済中枢として栄えた港湾商業都市である……今ではこんな説明を要しないほど有名になっている。

事の発端は1966年に決められた自動車道（道道臨港線）である。道路計画は埠頭運河と石造倉庫群をつぶして通すもので、今からでは想像しづらいかもしれないが、この当時はウォーターフロントとか、明治の軟石造倉庫群がつくる歴史的都市景観などには何の価値も認められていなかったのである。72年運河南端近くまで道路工事が進み、何棟かの石造倉庫が壊されるのを目にして「小樽運河を守る会」が結成された。以降10年ほどにわたる市民運動は、運河戦争といわれるように激しく、かつ多彩な形で繰りひろげられたが、直接の結果だけでいえば自動車道路の幅員を縮め（計画変更）、道路部分の運河の半分と、運河北端部を残すという妥協で終わった。82年から運河埋立てが開始されたが、皮肉なことにこの頃から小樽は全国から多くの観光客をひきつけ始めるのである（図6）。

市民運動は表舞台から退いたが、あとに大きな影響力を残していった。自治体行政当局の覚醒もそのひとつであっ

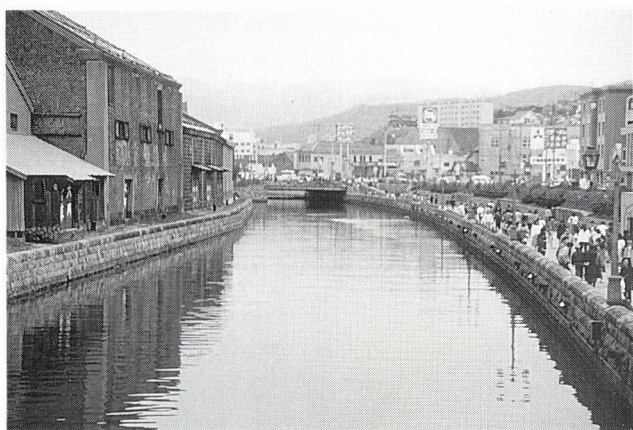


図6 小樽運河 小樽市 明治20年代以降埠頭の石造倉庫群が建設され、大正12年沖合埋立で運河が形成された。1982年運河の西岸(写真右手)に自動車道路が通されたが、今は親水遊歩道がつけられ、多くの観光客が散策している

たといってよいであろう。1983年には「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」が制定され、85年には初めて歴史的建造物28棟を選定（うち13棟を指定）、2つの景観地区（6.3ha）と景観整備地区が指定された。

1992年、この旧条例を継承して新たに「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」が制定された。条例名称からも想像できるように、歴史的建築、町並み保存を含みながら、もっと総合的に小樽の都市景観を向上させていくとする制度である。具体的には保存関係のほかに、新しい都市景観の創出 — 大規模建造物などのコントロール、新都市景観形成地区の指定など — や、緑の保全といった目標が加わっている。

歴史的建築については、1993年にわれわれも加わっておこなわれた全市域の悉皆の実態調査にもとづいて、登録、指定を拡大していった。現在99棟の建物を選定、うち所有者などの了承を得たもの64棟が市歴史的建造物に指定されている。その分布も従来からの運河周辺や旧都心商業街にとどまらず、周辺住宅地などを含めてひろく全市にわたるようになった。また保全地区も歴史的景観地区など6地区、計41.2haを指定して景観整備事業を展開している。

8 結び

世界的な動きから、北海道小樽市の具体的な事例までざっとながめてきた。歴史的建築を都市景観形成の重要な要素として位置づけ、その保存をはかるという趨勢が、もはや押しとどめられぬ確固たる流れであることはおわかりいただけたかと思う。今後も保存は可能か、そしてなぜ歴史的建築の保存なのか、という問いへの答えは、そうした動きの中におのずから読みとれるのではないだろうか。

歴史を大切にするというのは、現実から遊離した文化的趣味とか単なる老人の懐古趣味ではない。それはよりよい生活環境を求める住民のきわめて現実的な要請なのである。安定してサステナブルな生活空間の創出、視点をかえていけば省資源や安全な環境の確保にもつながる要請である。われわれはそうした要請に応えるべき社会的、経済的、法的な仕組みをつくっていかねばならない。

もちろん現実には、東京の丸ビルのようなビッグなものから、ごく身近な建築まで、それぞれに重い意味を持った個々の歴史的建築で取壊しが取りざたされるケースはあとを断たない。小樽の場合にしても決してバラ色ではなく、登録された歴史的建築で姿を消すものすら既にあらわている。楽観はできない。しかし悲観することもないのではないかというのが、全体の趨勢をながめた時の筆者の考えである。

当然、既に述べてきたことからわかるように、保存の内容も固定的なものではありえない。頭初の「保存は可能か」の答えも、どのような保存を考えるかで右にも左にも変わるであろう。さまざまな形の柔軟な「部分保存」のほか、例えば保存の時間スパンのようなものも、従来の文化財建築がすべて「永久保存」を考えてきたのとは違って、いくつかのグレードがあってもよいのではないだろうか。実際、「登録文化財」制度にしても、膨大な数になるはずの個々の建物全部を永久に保存するとは考えていまい。問題は限られた文化財建築の域をはるかに超えるが、建物は少なくとも数世代にわたって継承される、そのようなことを実現するだけでも、今の日本で住宅建築の平均寿命が30年、40年などという、異常な状況を脱することにつながるであろうし、見方によってはこれが保存の原点なのではないかと思うのである。

参考文献

1. 宮沢智士『町並保存のネットワーク』第一法規、1987.
2. 西村幸夫『歴史を生かしたまちづくり 英国シビック・デザイン運動から』古今書院、1993.
3. 日本経済新聞社産業消費研究所『景観とまちづくりー全国2134自治体の挑戦』、1994.6.
4. 『建築雑誌ー特集 広がり変化する「保存」の世界』1997.1.大河直躬「保存という概念あるいは言葉」、西村幸夫「都市景観施策と歴史資産の保全」、C. Henrichsen「ドイツにおける建造物保存と修復見本市」ほか
5. 『月刊文化財ー特集 文化財登録制度』1997.3. 亀井伸雄「文化財建造物の登録の実務と保護措置について」ほか

(1997年9月1日受付)